平成29年第4回本部町議会定例会会議録											
招集年月日 平成29年6月20日											
	場所	本部町議会議場									
開閉会	日 時	開 議		平成29年6月22日 午前1							
	宣言				成29年6月22日 午後2時58分						
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。   出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名											
出 議席番号	席 13 :	<del>名</del> 名 名	欠 出席	第二 第四	1 名 議席番号		<u> </u>	名	-		<del></del> 席等別
1	真部				9		· 志堅		勉	Ш/	出 4///
2	崎浜	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	"		10	座間味		栄 純 ————			"
3	比嘉	由具	"		11	松	<u>/  </u>		清		<i>  </i>
5	小橋川	<u>健</u>	"		12	喜納		政 樹			欠
6	伊良波	勤	11		13	宮	城		彦		出
7	具志堅	正英	"		14	崎	浜		進		"
8	仲宗根	須磨子	"		15	石	Ш	博	己		"
※ 会議録	※ 会議録署名議員										
1番 真部卓也					2番	崎	浜	秀	昭		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。											る。
町	長	高良	文	隹	副町	ſ	長	4	良	武	康
教	<b>長</b>	仲宗根	清 _	<u>-</u>	会計管理者	兼会計課	:長	上	. 間	辰	巳
総務	課長	仲宗根	重	至	企 画 政	策 課	長	安	生	孝	夫
住 民	課長	平安山	良信	<b>i</b>	町 税 対	策 課	長	仲	榮眞		修
福 祉	課長	松本	<u> </u>	<u></u>	保険予	防 課	長	崎	原		誠
建設	課長	屋富祖	良	Ę	産業振	興 課	長	_ <del></del>	野波	盛	=
公営企	業 課 長	宮城	Ę	史	教育委員会	(事務局	長	上	: 原	正	史
商工観	光課長	新里	一 厉	戈							
※ 本会議に職務のため出席した者											
事務	局 長	宮城	侈	<b>建</b>	主		事	仲	宗根		農
		1									

# 議 事 日 程

6月22日 (木) 3日目

日程番号	議案番号	件 名						
1		一般質問						
		1.8番 仲宗根 須磨子 議員						
		2. 1番 真 部 卓 也 議員						
		3.11番 松 川 秀 清 議員						
		4. 9番 具志堅 勉 議員						
		5.3番 比 嘉 由 具 議員						
2		常任委員会の閉会中の継続調査申し出の件						
3	決議第2号	議員派遣の件 (採決)						

開 議 (午前10時00分)

○ 議長 石川博己 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1.一般質問を行います。

順次発言を許します。8番 仲宗根須磨子の発言を許可します。8番 仲宗根須磨子議員。

#### 〇 8番 仲宗根須磨子

- 1. もとぶふれあい交流館について
- 2. 浜元区に予定されているマンション建設計画について

議長の許しが出ましたので、一般質問に移りたいと思います。その前に挨拶を一言申し述べます。3月5日に町議選で選出されて議員になりました。これからは町民の目線で、町民に寄り添う議員活動を行っていく所存でございます。どうかよろしくお願いします。

一般質問事項、2点ございます。まず1点目、もとぶふれあい交流館についてです。1番目、 もとぶふれあい交流館が設立された経緯について伺います。2番目、もとぶふれあい交流館のこ れまでの活動内容、利用者数、事業費について伺います。3番目、今後の事業のあり方について。 どのような見解を持っているか。その事業を支援するための計画があるか伺います。

2点目に、浜元区に予定されている分譲マンション建設計画についてであります。 1番目、この分譲マンションが浜元区に建設される予定に至った経緯と目的について伺います。 2番目、景観委員会での協議内容と結果について伺います。 3点目、協議結果を受けて、本町として、現在どのような作業の流れになっているか伺います。 4番目、工事が着手された場合、そこから生じると予想される住民や環境への被害、例えば騒音問題、粉じん問題、事故、赤土流出等、それから日照権の問題などに対してどのように対処するのか伺います。 5番目、マンションが完成してからも想定される被害、例えば区費を払わない、大量のごみ、夜中まで騒ぐ、夜中まで照明が明るすぎるなどに対して、どのような施策をするのか伺います。質問は以上です。答弁をお願いいたします。

- O 議長 石川博己 町長の答弁を許します。町長。
- 町長 高良文雄 皆さんおはようございます。仲宗根須磨子議員の質問にお答えをいたします。1点目のもとぶふれあい交流館の関係につきましては、教育長のほうからご答弁があると思います。

私のほうからは、浜元区に予定されておりますマンションの関係でございます。 5 点ばかりの質問がございました。まず 1 点目の建設計画に至った経緯等につきましてでありますが、民間事業者の事業計画であります、このマンション建設はですね。私ども行政といたしましては、十分に事業内容等については、事前には把握はできない状況もありました。事業者からの、例えば事前協議等の範囲で私どもが確認したところでは、地上10階64世帯の分譲マンションの形態であるということを確認しております。

2点目の景観委員会での協議内容につきましては、本部町景観条例第9条1項に基づく事前協議の提出が業者のほうから4月14日にございました。それを受けまして、景観委員会は5月2日

に開催され、事前協議としての高さや配置、形態意匠、色彩、素材、敷地の緑化、垣根、柵等について景観委員会において協議、審査を行ったところであります。結果につきましては、建物の高さについて本部町景観計画の基準に適合するよう、計画の見直しを求めるという委員会での結果となっております。

3点目の協議結果を受けまして、本町としての現在の作業の状況でありますが、景観委員会からの町長への答申が5月16日にありました。それに基づきまして、事業者へ5月17日に建物の高さについて、本部町景観計画の基準に適合するよう指導、助言を行ってきております。

4点目、工事が着手された場合の影響等についてのご質問でございましたが、町といたしましても当該、例えば騒音や粉じん、事故、赤土流出等への対処につきましては、環境被害対策に十分に配慮するよう事業者に指導を行っておりますし、指導してまいりたいと考えております。

5点目、マンションが完成後の被害、先ほどありました区費等の問題につきましても、町としまして、地域住民への生活等への配慮が十分になされるよう、私どもしっかりと事業者へ指導、助言を含めて今後対応してまいりたいと考えております。以上です。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- O 教育長 仲宗根清二 おはようございます。もとぶふれあい交流館につきましては、私のほうからお答えいたします。

1番目のもとぶふれあい交流館が設立された経緯についてお答えいたします。もとぶふれあい 交流館は、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用したモトブンチュ人材育成事業を実施するため に、平成25年10月に開館いたしました。本事業は、交流館で開催する沖縄の伝統文化に関する教 室や、町内イベント等での体験型プレイショップを通して、沖縄の伝統文化の継承や地域の人々 のつながりを強くすることを目的としております。

2点目のもとぶふれあい交流館のこれまでの活動内容、利用者数、事業費についてお答えいたします。これまでに実施した教室は民話読み聞かせ、昔あそび、三線、空手、自然教室、舞踊、紅型色挿し、しまくとうば教室であります。平成25年度から平成28年度までの教室とイベントの実績につきましては、合計579回開催し、利用者は6,075人でありました。このほかに交流館への自由来館者が合計2万5,508人であります。平成25年度から平成28年度までの事業費の合計は2,100万円で、その内訳は人件費や交流館の家賃等の管理費が約85%、講師への報酬等の文化継承費が約15%となっております。

3点目の今後の事業のあり方についての見解、その事業を支援するための計画についてお答えいたします。本事業の計画期間は、平成25年度から平成29年度までとなっております。一括交付金事業は、事業成果や事業継続の必要性の検討のため、年度ごとの成果目標を策定し、その実績を検証することとなっております。本事業では、教室開催数と参加人数を成果目標としていますが、利用者数の実績は計画の半分程度であり、これまで目標を達成できておらず、また近年は利用者数が減少傾向にあります。したがいまして、本部町としては本事業を現状のまま継続していくことは難しいと判断しております。今後につきましては、事業者の意向も伺いながら、交流館

の事業を支援していく方針を検討していきたいと考えております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 交流館の利用状況についてですけれども、今、自由来館が2万5,508 人と言いましたね、この自由来館の主な、どういう人たちが利用しているのかというのは把握で きていますか。
- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 上原正史 8番 仲宗根須磨子議員に説明いたします。

来館者 2 万5,000人、これは 5 カ年間の実績でありまして、年平均でいいますと約2,000名程度ですね、多いときは 1 万いきますけれども、その来館者は子供たち、主に放課後、授業が終わった後の子供たちがそちらに来て、イベントがあるときはイベントに参加するんですけれども、イベントがないときは自由に来て、向こうのほうでおしゃべりしたり、遊んでいる状態ということで我々は把握しております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 この自由来館者数が、ほとんど学校帰りの児童たちであるということにとても私は注目しております。なぜかといいますと、これだけの利用者がいるということですね、子供たちにとってこのふれあい交流館は必要な場所になっているということです。確かに実績は、計画の半分程度であるかもしれないけれども、その利用する子供たちは確かにここを子供の居場所として活用しているということであります。だからこの交流館の事業実績が、目標を達成していないからといって、そのままこの交流館の活動を停止するということは当局のほうも考えていないということを知って安心はしました。しかしながら、このふれあい交流館の運営にはとても厳しいものがありますね。事業者負担の何パーセントでしたか、10%の事業者負担はとても厳しい状況だと思います。スタッフの皆さんは運営費を捻出するために、新聞紙や段ボールを集めて売り、またバザーをしたりして、その収益を運営費に充てています。そういうふうにこのふれあい交流館の活動を残していこうと一所懸命頑張っているところであります。そして子供たちもそこを利用している。そういうことを鑑みると、今後どのような方針で、そしてどのような子供たちを支援するメニューがあるのか、そういうものを取り入れて活動していくのか。そういうところをもっと詳しく聞きたいと思います。
- 〇 議長 石川博己 教育長。
- 教育長 仲宗根清二 8番、仲宗根議員にお答えいたします。

このもとぶふれあい交流館の事業につきまして、先ほど議員がおっしゃったとおり、子供たちも自由にそこへ来ておしゃべりするとか、また中にはそこで勉強している子供もいらっしゃると。それは私たちも非常に評価しております。事業費の負担もありましたけれども、これは事業費の負担と、そのぐらいの負担を事業者も持つということが、またその経営に当たってしっかりした対応もできると思っております。ただ、この事業は5年間ということで、当初でそういうことで計画されておりますので、この事業をそのまま今の一括交付金で継続して行うということは非常

に厳しいと。事業成果、これは検証もしなければいけませんけれども、ただ、今後どういう形で 支援をしていくかということをこれから私たちも、また町長を含めてみんなでそれを検討してい くということでございます。具体的に、どういう事業があるということを私のほうから申し上げ ることはできませんが、これは今年度までの事業ということですので、来年度以降については検 討していくということでございます。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 この新しいメニューとか、あるのか知りたかったのですけれども、そこを具体的にまだ検討していないということは非常に残念であります。だけれども、今現在利用している子供たちが延べ2万5,508人ですね、この子たちが、もしこのふれあい交流館の活動がなくなることによって、どうなるかということを考えたときに、私は児童館設立につなげていったほうがいいんじゃないかと思います。児童館の果たす役割というのは年々とても重要な意味を持ってきています。ですから、その児童館の設立に向けての動きがあるのかどうか。今後計画があるのかどうか、そこのところをお伺いいたします。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- 町長 高良文雄 仲宗根議員からの再質問にお答えをいたします。

今、教育長あるいは事務局長から説明がございましたが、もとぶふれあい交流館の設立前、い ろんな議会でも議論がありまして、実は議員今おっしゃった児童館をつくれというようなお話も ありまして、いろいろ検討した結果、現在の交流館という形になっております。その際、やっぱ り一番大事なのは財源をどうするか、予算をどうするか、これは真水では厳しいよなと。真水と は要するに一般財源、要するに全部持ち出しということですよね。これは補助金、国や県の助成 がないとなかなか厳しいんだと。児童館の新設も当然の話であって、児童館そのものの建設メ ニューはあるんですが、運営費はないということでありまして、私どもが選択したのは、とりあ えず今の本部医院跡を改修しまして、交流館という形になっておりますが、じゃあ、さてここで また運営費はどうするのかという話になると、幸いに一括交付金制度ができた、これはとっても ですね、これは今までメニューにない事業なんです。要するに文科省だとか、国交省だとか、県 のほうもメニューがない。それをその隙間の部分を一括交付金の事業制度で充てているわけです。 そこでもかなり国のほうも厳しくて、何でもできるというような一括交付金の制度というような 説明があったんですが、アネハカランヤー、この制度をまたヒアリングの段階、事務担当のレベ ルの段階の調整になると非常に厳しいものがあって、例えば先ほど説明があった数値目標、達成 目標とか、それを彼らはしっかりとチェックするわけです。それで大体、また交付金制度だとか、 補助金制度というのは、基本的な考え方は3年から5年、通常の事業運営の補助金はですよ。補 助金というのは、言わずもがな団体を助成して、軌道に乗せるまで補助、助成をしよう、支援を しようというような仕組みなんです、一般論としてですよ、補助金は。運営費は違いますよ、団 体の運営費は違いますが、そういう仕組みになっております。ちょっと飛びましたが、そんなこ んなで今来て、今年度いっぱいということになって、じゃあ今後どうするのかという議員のご質

問でございますが、年間大体五、六百万円ぐらいいっているのか、年間予算。それで1割は受益 者負担、事業所が持っていらっしゃるということでございまして、じゃあ、次年度に向けてどう するのかということで一括交付金は大変厳しいと、じゃあ別メニューはないのかと議員からのお 話もありましたが、これもなかなか一括交付金制度も隙間の部分をその事業に充てているもので すから、通常のメニューにはないんですね、県や国も。ただ、また国や県も、例えば子供の育成 だとか、貧困の子供対策だとか、居場所づくりだとか、いろんなことを国や県は言うんだが、こ ういう細かい具体的な事業についてはやるとなるとなかなか厳しいというような部分もあります。 お前らの自己財源でやれと、自前の予算でやれというような話になったりとか、そこでいろいろ あって。そういう中で、じゃあ次年度からどうするかと。これは当初から検討しています、今後 どうするのかというような話はですね。それを今は教育委員会が窓口になって見ているわけです が、これは教育委員会がいいのか、あるいは福祉課あたりを含めてどうしようかということで指 示をしております、各課長にですね。その中でどういう位置づけをして、予算措置をどうするか というようなこと等も含めてしっかり検討させておりますので、私の考えとしては、この交流館 をぜひ存続させていきたいと。非常にいい事業活動をされておりますので、私はそう思っており ます。細かい話はこれからでございますが、こっちではまだ申し上げられませんが、いずれにし ても、しかしですね、その運営を実施している方々、ぜひ目標を高く持って、しっかりと町全体 の子供たちの範囲に及ぶように、要するにこれも町の予算でありますので、ぜひそのあたりも広 く、みんなに利活用できるような形に、施設にして、町民からも信頼されるような事業をぜひ実 施していけばみんな応援していただけるものと思います。私も一所懸命取り組んでいきたいと考 えております。以上です。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 先ほど町長から、町民から信頼されるような施設活動をということでしたが、大分信頼されていると私は思っております。町民の声を、いっぱいありますけれども、少し拾って読み上げます。放課後とても助かっています。子供と遊べる場所があってうれしいです。今後、児童館のような施設にしてください。とてもよいところで、本部の子供たちにはいいところだと思います。地域の子供たちを中心に老若男女、親子など、地域住民の居心地のよい居場所になればいいですね。放課後の子供たちが集まるので安全で広い場所があれば最高。保育園からです。姉妹園がないため他の保育園との交流ができたらいいです。いつも子供たちの安全な遊び場提供、すごく助かっています。本部町民の交流の場としてとてもありがたいです。子供も利用していて、楽しそうです。沖縄の文化に気軽に振れられる教室も楽しみですが、自由来館も子供たちの居場所として大変ありがたいです。これは一部だけですけれども、本当にこのふれあい交流館を存続させてほしいという声が多くあります。そこで、このふれあい交流館を存続するに当たり、今後、このふれあい交流館が今年度でよもやなくなるということになれば、今これだけ利用して助かっているという町民の皆さんはどこに行けばいいのかという問題が出てきますよね。だからこれはスピード感を持って存続するメニューを考えてやるべきことです。そしてもう

1つは、それと並行しながら児童館の設立も長いスパンで取り組むべきことだと思うんです。このふれあい交流館の活動にだけ頼っていては、今後の本部町の子供たちの将来がとても危ぶまれる。もっと伸び伸びとすくすく、安全に安心して活動できる場所があってほしいと思います。といいますのは、今のふれあい交流館の建物の現状として、本部医院の跡地だったということもあって、とても使い勝手がいいとは言えません。老朽化した建物をスタッフは自分たちでリフォームしています。コンクリートがむき出しの中で子供たちが遊び回って、転んで頭でも打ったら大変な事故になりますよね。そういうことも考えて、少ない予算の中で百均で絨毯とかを買ってきて、自分たちで敷き詰めて、自分たちで遊ぶ部屋もいろいろ工作して、涙ぐましい努力をしております。ですからぜひともこのふれあい交流館、町長も存続する意向であると言ったので、ぜひとも残しておいて活動を支援してくれるよう強く望みます。

そして、貧困問題ともつながってきますけれども、学童に預けたくても預けきれない、こういう経済的に厳しい家庭が多いことも関係あると思うんです。学童に預けるとなると、大体平均1万円ぐらいかかります。有料であるということが預けたくても預けられない。それがふれあい交流館や児童館みたいな子供の居場所があるとそこに預けて、親は安心して仕事ができる。そのことは若い世代が安心して子育てしやすいまちづくりをするということにもつながってきます。この本部町の子供の貧困率は県平均よりも高いという結果が出ていますよね。それを鑑みても、子供たちの未来を考えたとき、そこに手をさしのべる、そういう行政であってほしいと私は思います。ですから、これから長いスパンで取り組むべき児童館の設立、そしてスピード感を持ってやるべきふれあい交流館の存続と並行しながら真剣に取り組んでいってほしいと。これは強く要望いたします。では、ふれあい交流館のことについてはこれで終わります。

次に浜元の分譲マンションについてです。質問2に対する回答で、浜元区へ建設計画に至った 経緯については、民間事業者の事業計画のことであり、行政としては十分に知り得る状況ではあ りませんとありますが、十分に知り得る状況じゃないのに、どうしてマンションの許可を出すこ とができるんですか。そこのところをお伺いします。

- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 屋富祖良美 8番、仲宗根議員にお答えいたします。

浜元のマンション自体、個人業者のほうで建設することでありまして、それを申請、上がって くる申請を受けるのが役場のほうであります。それを受けて自分たちは審査することであります。 まだ許可はしておりません。高さについて住民からもいろいろ意見がありまして、高さについて の景観委員会での許可はまだ行っておりません。

- 〇 議長 石川博己 副町長。
- O 副町長 平良武康 8番 仲宗根須磨子議員に説明いたします。

許可というお話がございますけれども、許可に関する権限は町にはございません。ですので、 その辺ご理解お願いいたしたいと思っております。

O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

- 8番 仲宗根須磨子 じゃあ、許可するのは町から上がってきた申請によって、県が許可するという認識でよろしいですか。わかりました。建築確認…。それでは5月2日に開催された景観委員の内容、ここにありますので、私のほうから説明したいと思います。結果的に、ここのいただいた資料にもありますように、景観委員会の景観としては、景観条例を守って高さ制限も15メートル以下が望ましいという結果になったとあります。その結果を受けて、本町としては作業の流れを景観委員会から5月16日に答申を受け、事業者へ5月17日に建物の高さについて、本部町景観計画の基準に適合するよう指導助言を行っておりますとあります。今、この事業者からどのような変更申請がなされているのか。それについてわかりますか。
- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- 建設課長 屋富祖良美 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

業者のほうからは、5月23日に、現計画のまま計画を進行させてほしい旨の文書が受け付けされております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 現計画のままというと、地上31メートルを建設するということですか。
- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 屋富祖良美 8番、仲宗根議員にお答えいたします。

景観委員会で行った事前協議の届出書があるんですけれども、それをそのまま現計画のまま進 行させてほしいということであります。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 景観委員会から届いた資料というのは、景観条例を守って15メートル 以下にしてほしいという内容ではなかったですか。
- O 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 屋富祖良美 8番、仲宗根議員にお答えいたします。

景観委員会では15メートル以下ということで業者のほうに指導勧告を行っておりますが、業者のほうは31メートルの計画のまま進行させてくれと、先行させてほしい旨の文書を町のほうに届けております。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 それでは住民の意見というのは全く反映されていないということですか。何のための景観条例ですか。全くもって納得いきません。そういうところ、もっと詳しく説明をお願いいたします。
- 〇 議長 石川博己 副町長。
- 副町長 平良武康 仲宗根議員に説明いたします。

景観委員の状況ですけれども、名桜大学の教授、そして沖縄県の元土木建築部長をなさった 方々、有識者含めて商工会、観光協会、団体等の代表者を含めて10名のメンバーで景観委員会が 構成されております。私もその一員として景観委員会の中で議論に加わっております。先ほども ありましたように、5月2日に景観委員会が持たれております。業者のほうから上がってきた申 請書を逐次チェックしました。そしてこの分譲マンションが建設される予定地も現場を確認、 面々でやりました。そしてどういった問題、課題が出るのかといったようなことで、国道449号 の道路、そしてその他、山の上に上がり、3カ所からの眺望点から、建った場合にはどうなるの かというようなことについて、現場のほうも検討しながら、そして先ほどありますように結論を 得たというようなことでございます。結論としては、我がまちの景観の条例に基づいた景観形成 の基本的な方針にそぐわないというような考え方で結論づけました。それはいろいろありますけ れども、特に決定的になったのは、まちなみのスカイライン、いわゆる連続性ですね、そういっ た部分の中から良好な景観にはなり得ないというようなことの中で、5階建てまで、いわゆる15 メートルまで縮小していただきたいということで町長のほうには答申されております。その後、 その答申を受けまして、文書で見直しをしていただきたいというような行政指導をやっていると ころであります。それに対して業者のほうからは、文書のほうで、我々としては、まちの景観形 成に関することについてでき得る配慮をしているので、どうかそれを町のほうは認めるような方 向で考えていただけませんかという旨の文書が届いているところであります。現状としては、そ ういった流れになっておりまして、景観委員会並びにそれを受けて、本町の行政が考えている基 本的な方針と開発業者との考え方、認識に大きな落差があって、それが現状の中で埋まっていな いような状況にあるというのが現状の状況でございます。以上でございます。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- 8番 仲宗根須磨子 景観条例では15メートル以下とされているのに、この業者の申請では、 現状の31メートルでやるというのは、どこにこの景観条例に配慮しているという要素があるんで しょうか。全く普通に考えても、絶対に納得できないことです。それに対して、町当局は「ああ、 そうですか」で済ませるんですか。もっと強い姿勢で、住民の生活を守るために、住民に寄り 添った対応をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- 〇 議長 石川博己 副町長。
- 副町長 平良武康 まさに議員おっしゃるとおりで、私どもとしては、きのうからこの場でいろんな議論がありますけれども、まちの景観の保全といったようなことはとっても重要なことでありますし、そしてまた住みよいまちづくりについては当然ですけれども、行政としてしっかり担っていかなければいけない分野だと、こう強く認識しております。ついては、先ほどもありますように、その見直しについては私どもとしては粘り強く業者のほうを指導していく、そして交渉していくというようなことで、決して業者の言うとおり認めているというようなことではございません。繰り返しますけれども、粘り強く指導していくという考えに変わりはございません。
- 〇 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 今の副町長の言葉を聞いて、ぜひとも粘り強く頑張ってほしいと思います。

この分譲マンション計画について、浜元区の中での流れを説明したいと思います。浜元区では、

急に去年の分譲マンションの建設の話が、区民にとっては本当に降って湧いたような状況で耳に 入ってきたということです。それに関して、浜元区民はあんな海に面して、国道449号のすぐそ こが集落ですよね。その集落のすぐ後ろを通る町道、そこに地上31メートルといっても海抜24 メートルのところから建つので、さらに50メートル以上の建物になるわけです。その眼下にある 住民にとっては圧迫感を感じる、たまらない。そういうことで、みんなで絶対反対しようという 運動が立ち上がったそうです。それで住民と業者との懇談において、業者のほうが大分強気で、 この土地は自分たちのものだから、そこに何を建てようが自分たちの勝手だと、とっても高飛車 な態度だったらしいですね。浜元区民は、もともとはマンション建設自体に反対なんです。しか し、業者にも権利がある、言い分がある。それならば百歩譲って、歩み寄って、せめて景観条例 を守って31メートルを15メートルにしてほしい。そこまで歩み寄ってきたにもかかわらず、この 業者は高飛車な態度で31メートルでやりたいと。そしてそういう話し合いの中において、また 「このマンションに住む人たちはどういう人たちを対象にするのか」と言うと、それは「基本的 に日本人」ということで答えたそうです。「じゃあ、外国人には貸さないんですね」と言ったら、 「そうです」と。それなのに次の話し合いのときには「借りるという人がいれば、外国人も借り るなとは自分たちは言えないので外国人にも貸しますよ」と、だんだんといろんな条件を変更し てきている。こんな信用のできない業者に自分たちは話し合っても全然真摯に、真面目に応じて くれない。そんな業者に何で、今後の自分たちの生活を邪魔されなければいけないのか。安心な 生活を送られないという状況に追い込まれないといけないのか、住民はとても憤りを感じており ます。百歩譲ってもきかない業者。それに加えて、町は粘り強く15メートル以下で交渉している と言いました。ぜひとも粘り強く、この浜元区民の民意をくみ取って15メートル以下にしてほし い。それはもともと浜元区民は建ててほしくないものを15メートルにという思いで交渉している んです。ですからそこのところは景観条例からおいても、そして今後の浜元区民の安心で安全な 暮らしを守るためにも、ぜひとも粘り強く交渉していただきたい。

そしてもう1つ、この浜元の海というのは大変豊かな海ですよ。先人たちがこの分譲マンション計画、予定されているところのこのムイグヮーを必死で守ってきたんです。以前にもこっちの土地を買い上げて、何か建てるという話があったらしいんですけれども、それを全部反対して、阻止して、このムイグヮーを守ったそうです。このムイグヮーを守った、森を守るということが海を守るということにつながるんですよ。浜元の海が豊かなのは、そういう先人たちの努力もあってのことだと思います。ウガンジュとして入らないところもあります。それも乱開発されないための先人たちの知恵だと私は思っております。その守ってきた土地をよそから来た業者にいきなりこういう形で奪われて、しかも奪われた後も生活に支障を来す、ずっと一生、このマンションの圧迫感のもとで、プライバシーも侵害される。そして工事中は少なくともこの工事は1年5カ月かかると聞いております。沖縄県は、ご承知のとおり雨の多い、台風も多い、そうするともっと工期が延びます。この工期の間、ずっと住民は粉じんや騒音、あるいは起こり得るかもしれない事故、そういうものに悩まされてきます。そういうものに耐えながら、そしてできた後

も、先ほど述べましたもろもろの事情に耐えながら暮らさなければいけない。住民がこのマンションは建設反対だというのは、私は当然だと思います。自分たちの先祖たちが守ってきた、このムイを守り、海を守り、そして自分たちの静かで安心した暮らしを守るために立ち上がるというのは当然のことだと思います。そして1つつけ加えておきますが、もし景観条例を破って建設するようなことがあったら、あの何も動こうとしなかったあの浜元の住民たちが反対運動をすると言っております、はちまき締めて、横断幕もつくって、立て看板もつくって、絶対阻止するというところまで話が進んでおります。そこまで、よもや浜元区民を追い込むことのないような町当局の対応であってほしいと思います。

この問題は、多分ここでは終わらないだろうと思います。今後も景観委員の協議の結果に業者 が従わなかった場合、もう一度、協議をするという、この流れがありますね。もう一度、景観委 員の協議を持つ、その日がいつなのかとか、ぜひ連絡をいただきたい。これからもチェックする 事項にしていきたいと思います。どうかこの町当局の行政のあり方、もう本当に、基本は住民に 寄り添う町政でないといけないと思います。そこのところを強く申し上げて、私の一般質問を終 わります。その前に、もう一言よろしいですか。景観委員会のメンバーについてですけれども、 今回、友利氏が景観委員から外されているんです。本人はやる気満々だったらしいんですけれど も、何の連絡も来ないと。1年過ぎると、自動的に継続するときは解雇通知も何もこないで、そ のまま継続されるらしいんですけれども、今回、友利先生のところには何も連絡がこなく、自分 はそのまま景観委員だと思っていたらしいです。5月2日に景観委員会があるということも知ら ずに問い合わせたら、もう外されていますと。その理由は何かというと、高齢だからという理由 だったらしいです。本人はやる気満々なのに、高齢だからという理由で外されていると。しかも 外されたのに何の連絡もない。友利先生はご存じのように貴重なカルストを守ってきた大事な人 物です。そしてこういう本部町の景観計画に対してもかかわってきました。いろんな貴重な写真 も提供しております。そういう人物に対して、何の通知もなく「ありがとうございました」の一 言もなく解雇するというのは人間としてどうなんだろうと思います。たとえ役場の仕事で誰が対 応したかはわかりませんけれども、一言「お疲れさまでした」という言葉があってもよかったの ではないでしょうか。済みません、町長最後にそのことについて何か一言お願いいたします。

# 〇 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 ただいまの須磨子議員のご質問にお答えします。

まず、景観委員の友利先生の話をまず、その後お答えしますが、その前に、一般論の話をします。景観条例の関係で、私ども町長のいわゆる地方自治体、町長の権限の話もちょっとしたいと思うんですが、やっぱり私ども法律やら条例やら、その上には憲法があるわけですが、それに基づいて私どもは仕事をしているわけでございます。当然のことではあるんです、言わずもがなということでありますが。その中でその条例というのは法律を超えられないんですね、その法律の規定の中でしか条例も打てない、条例の限界というのはおのずから出てくるんです。これは強制力を含めた限界です。この条例はなかなか強制力を持ち得ない。ですから我々も行政を進めてい

く上でじくじたるものもあります。今の事例を含めてですね。これは本部町に限らず、全国にその問題は惹起しております。ですから非常に悩ましい話であります。私どもも条例というのは、地域に合った形で、いわゆる本部に合ったマッチをした、景観をつくるのには景観条例、またほかの条例もいろいろありますが、そういうことで条例を制定しているわけです。でもそれはなかなか強制力がなくて、その上の建築基準法だとか、建築確認、建築許可を出したら私ども非常に厳しいところがある。それをおかしいとか何とかは言えない部分があって、その所管は県になります。ですからそういった意味でとっても、例えば業者が言うことをきかないとどうするのかと。町はもっと強く当たれとかということもあるんでしょうが、これは心情としてもよくわかりますし、住民に寄り添ってというお話も議員されておりますが、とっても心情としてわかる。ただ、我々行政を預かるものとしては限界があるということは、ぜひご認識をいただきたいと思っております。それはまた地元の方々も業者に対して、住民の声として、地域の声としてぜひ強く、粘り強く住民は、皆さんの地域に入ってきて事業をするわけです。そこに住む人も生まれるわけですから、ぜひ地元の意見をどんどん業者の皆さんにもお伝えしていただければと思っております。我々もできる限り、ただ限界がある部分もあります。一所懸命、我々は皆さんとともに応援をしますが、その辺はぜひご理解いただきたいと思っております。

次に景観委員の関係でございますが、それはやめさせたとか何とかということではなくて、任期が来たということでございます。いろいろそれはそのときどきで、景観委員に限らず、ほかの委員もいっぱい行政委員というのはございます。いろんな審議会、協議会、委員会がございます。それはやっぱり、大体私、個人的な考えも含めてですが、大体2期か3期ぐらい、長くて3期ぐらいだろうという、お互い大体の基準は考えましょうと。ということは、専門の方かもしれませんが、その方は、やっぱり広く町民の中からも委員になってもらって、広くいろんな意見を出していただこうという考えも私持っております。そういう中で、確かに友利先生の今までの町に対する大きな大きな功績がございます。それは当然認識もしております、特に教育分野を含めてですね。そういった意味では大変大事なことでありますし、私も個人的にもおつき合いもしておりますし、いつも感謝をしております。そういった意味では、ただ、この件に関して委員の任期が切れたということでの挨拶ができなかったことにつきましては、私は非常に申しわけない。これからもぜひお会いもして、お礼を申し上げたいなと、ねぎらいの言葉も申し上げたいと思っております。以上です。

- O 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。
- O 8番 仲宗根須磨子 ぜひ、町長、法律にはお礼を言いなさいという法律はないかもしれないけれども、人として、町長のほうから友利氏に一言ねぎらいの言葉をかけていただけたらと私は思います。では、浜元のマンションに関しても、町も粘り強く、区民も粘り強く、絶対31メートルは阻止する覚悟で臨んでまいります。これで私の一般質問を終わります。
- O 議長 石川博己 これで8番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。 休憩します。 休 憩(午前10時58分)

再開します。

次に、1番 真部卓也議員の発言を許可します。1番 真部卓也議員。

#### 〇 1番 真部卓也

#### 1. 本部中学校ナイター照明設備の管理・使用方法について

議長の許可がありましたので、1番 真部卓也一般質問を行います。質問の前に一言挨拶をさせてください。ことし3月、町議会選挙で初当選いたしました。町民の皆様の協力があってこの 壇上に立たせてもらっていることを心に秘め、これから4年間、町民のために頑張ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、質問に入りたいと思います。

本部中学校へナイター照明が設置され、ことし4月より使用が可能になっています。照明によりグラウンドの外周や周辺が明るくなり、ウオーキングや防犯面ですごく効果的であると思います。しなしながら、まだ町民への周知が低く、うまく照明設備を活用できていない現状があります。本部中学校ナイター照明設備の管理と使用方法について伺います。1つ、現在の管理体制と町民への周知をどう考えているか。2つ、ナイター照明の借用方法と使用料金について。以上の2点をお伺いします。

- O 議長 石川博己 教育長の答弁を許します。教育長。
- 教育長 仲宗根清二 1番、真部議員の質問に対して私のほうからお答えいたします。

まず1点目の本部中学校のナイター照明設備についてお答えいたします。本部町内のナイター照明設備は、これまで上本部中学校のみでしたが、平成29年4月1日より本部中学校も使用可能になりました。日ごろはウオーキング等で使用できるように町民に無料開放しております。また野球やその他スポーツにおいてナイター照明が使用できます。ナイター照明施設については、使用許可も含め、教育委員会が管理しております。町広報紙や町ホームページ、区長会での周知は行っておりますが、町民への周知徹底や有効利用を図るため、継続して広報していきたいと考えております。

2点目のナイター照明の借用方法と料金について、借用時の禁止事項についてお答えいたします。ウオーキング等で使用する場合は、借用申請や料金は必要ございません。その他団体において使用する場合は、使用期日の7日前までに教育委員会へ使用許可申請書の提出が必要になります。料金は1時間につき、町内団体1,000円、町外団体2,000円となっております。使用時の禁止事項については、学校教育に支障のない範囲内でナイター照明を町民へ解放していることが前提にありますので、目的外使用や営利目的、管理上支障がある場合は使用を認めません。また小・中・高校生の団体使用は原則として認めておりません。照明の点灯時間についてでありますが、現在、18時30分から22時まではウオーキング等使用のために随時ついております。

- O 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。
- **1番 真部卓也** 管理について教育委員会のほうで管理をしているということでありました が、教育委員会のほうでどういった流れで借用するために必要なのかというのをお聞きしたいん ですが、お願いします。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 上原正史 1番、真部議員に説明いたします。

教育委員会としては、社会体育施設、皆さんご存じのとおり町民体育館、町営グラウンドですね、運動公園といいますけれども、それに関しては指定管理で体育協会に指定されております。 その他、学校体育施設のほうは社会体育ということで、立場で学校開放をやっていまして、体育館等、そしてグラウンドに関しては教育委員会の社会教育班のほうで所管しております。

- O 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。
- 1番 真部卓也 私も広報などで、4月の広報ですか、ナイター施設、設置が完了したということで広報のほうで確認はしておりますが、やはり自分の周りの人たちや、特に野球をやっている、一般野球のチームなどからナイターの照明を借用する際の場所などがわからないという質問を多く聞かれました。ということで、今後周知が大切になってくるのではないかと私自身も思っておりますが、今後この周知方法として町民にどういうふうにして周知させていくのか確認したいと思います。
- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 上原正史 1番、真部議員にご説明いたします。

周知方法に関しては先ほども教育長のほうから述べられたと思いますけれども、町広報紙等を使ってやっています。再度、町広報紙を利用いたしまして周知徹底するとともに、今、真部議員おっしゃったとおり、町内には一般野球関係者のチームが約20チームあります。20チームのほうも社会体育班のほうで把握して、それぞれ代表者宛に文書等で周知徹底するとか、あるいはその利用方法についてですけれども、区長会において一応説明をしました。近隣字ですね、渡久地、東、伊野波に関しては区長に直接会って、利用方法等も含めて細かいやり方とか、減免の方法とかもありますので、なるべく多くの町民の方がナイター施設を利用して健康づくり、あるいはスポーツに親しんでもらうような取り組みを今後も周知徹底していきたいと思います。

- O 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。
- 1番 真部卓也 各種団体、区長などにも、行政区にもこういう周知の徹底を行っているということで、町民全体がナイター設備の利用、活用していってもらうとまたもっと健全なまちづくりができてくるのではないかと思われます。やっぱり先ほどあったように各種団体が利用ということで老人会や、渡久地区であれば班対抗のグラウンドゴルフ大会などを行っているんですが、最近テレビでも話題で熱中症という問題があります。ナイター設備がついたことにより、夜間、涼しくなった時間帯にコミュニティーの場を設けられることは、とてもいいことだと思いますので、健康づくりに関した面で見てもとてもいい設備かと思っております。

あと先ほどありましたが、借用料金のほうですが、町内団体が1,000円、町外団体が2,000円とあります。町内団体といいますと、町内の一般の野球チームなどを指しているのか。あと本部町を代表として体協とか、いろんな大会に出る、派遣されるチームがあると思います。そういった町代表のチームに対しての措置とかはあるのかどうか確認したいと思います。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 上原正史 1番、真部議員に説明いたします。

使用料に関して、一応規則で定められておりまして、町内の団体といいますと、各行政区、そして青年団協議会、婦人会、社会教育団体ですね、あと老人会を含めてです。町体協、体育協会に所属する専門部、6月から7月にかけて郡大会が始まります。郡大会の前の事前の練習等に関しては免除という形になります。また、それぞれの団体が減免措置もありますので、字等で利用する場合は減免措置の形で対応していきたいと思います。

- O 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。
- 1番 真部卓也 そういう減免があるということをお聞きできてとても安心しております。 私も以前、体協の野球部長の経験がありますが、やっぱり練習する場所がない、町代表なのにど こで練習しているかわからないという現状もあったり、借りる面でお金の問題は大変になってく るものでありますので、町の代表として使える方々など、町民に対しての減免があるということ はすごく喜ばしいことだと思います。

あとナイター照明の電気の使用時間で、ふだんは18時30分から22時まで、ウオーキングなどの 活用のためについているということでしたが、借用時のナイターの照明の時間に関しては特に制 限はないのか、何時までという制限をつくっているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 上原正史 1番、真部議員に説明いたします。

原則18時30分からやっております。ウオーキングができる照明は自動的につくようになっています。消灯のほうも22時に消えます。あくまでも今は夏時間でありますので、冬時間になると5時半ぐらいから暗くなります。そのときは時間をずらして点灯時間を早めるような方法をとって、終了時間をやっています。終了時間22時は原則もう、22時で確実に消灯するようになっております。団体使用の場合はですね、今、常時ついている場合は自動的につきますけれども、先ほどありましたグラウンドゴルフとか野球の使用時においては、どうしても手動による点灯となります。鍵を持っていって電気をつけるという方法です。その辺は、事前に担当と調整しながら、点灯のやり方、消灯のやり方を確認しながら借用させていきたいと思います。

- O 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。
- 1番 真部卓也 消灯時間は22時と限定されているということで、やっぱり周囲には民家やアパートなどがあって、安眠妨害にもつながる問題もあると思いますので、22時という原則はしっかり守って対応してもらいたいと思います。あと問題として、鍵を渡して消灯のほうを個人で行うということで大丈夫ですか。個人で行う際、22時を過ぎた場合、消灯というのは自然に消えるものなのか、どうなのかお聞きしたいと思います。
- O 議長 石川博己 教育委員会事務局長。
- O 教育委員会事務局長 上原正史 その辺は、タイマーをセットした場合はといいますけれど も、タイマー解除されますので、個人で消さないと消えないという形になります。先ほど22時と

ありますけれども、これは片づけ時間を含めた時間であります。競技終了時間ではなくて、全部 終わって後の時間となります。そのようなことは我々としても指導をしていきたいと思います。

- O 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。
- **1番 真部卓也** やっぱり安眠問題というのもあると思いますので、しっかりこの辺の指導 を徹底して、22時にはしっかり消せるような借用時に説明のほうをよろしくお願いします。

野球ということでありましたが、町長のほうに質問いたしたいと思います。きのうの小橋川議員の一般質問でもありましたが、町営グラウンド、町民体育館の収支バランスについて、きのう一般質問で確認はして、財源はすごく厳しいという思いはありますが、今後、本町において野球場建設も含め、本町の総合運動施設建設などの計画はあるのか、町長の意見をお伺いしたいと思います。

O 議長 石川博己 休憩します。 再開します。 休 憩 (午前11時27分) 再 開 (午前11時27分)

町長。

O 町長 高良文雄 真部議員から大変大きな質問をいただきました。非常に荷が重い話であり まして、実は私、平成18年に町長に当選して、初の議会でしたか、その件もある議員からご質問 をいただきました。その間も10年越しているわけでございますが、またその間に近隣の市町村、 名護市がちょうど今野球場を建てかえしていますね。金武町だとか国頭村だとか、恩納村だった か、その後、野球場がどんどんできておりまして、宜野座村はもうできていたのかな。プロ野球 のキャンプ誘致も盛んに行われているという現状はよく承知をしております。ただしかし、これ はよそから見ては非常にかっこいい、上等ヤッサーと。エー、ワッターヌン野球場つくらんナー というようなことで、非常に若い方々、野球団体からの話もよく聞いておりますし、承知をして いるつもりであります。ただしかし、議員もご承知のとおり、これはただごとではない。おそろ しいほど莫大な事業費がかかるわけです。これ本部町にとってですよ、大きいところは大した金 額、予算ではないかもしれませんが、私どもの一般会計がせいぜい70億円前後です。これぜひ皆 さん、財政事情もきのうですか、おとといですか、お配りしておりますが、ぜひその辺の町の財 政状況もぜひご理解を、ご確認をしていただければと思っております。少し話ずれましたが、野 球場をつくるとなると、いろいろ情報によりますと、野球場その単体ものだけでやっぱり15から 20億円近くかかるだろうと。附帯設備、キャンプを誘致する場合は屋内練習場だとか2次グラウ ンドだとかいろいろありますし、そのあたりも含めますと、もうこれは幾らかかるかよくわから ない。スタンドの形式によっても違いますし、距離にも120とか110メートルとか、センター側は 122メートルとか、つくり方によってもあれでしょうし、恐らく私の個人的な概算でも最低でも 25億円前後かかるのではないかと思います。となると、私どもの70億円の予算でみんな吹っ飛ん でしまうわけですね、ほかの事業は一切できないし、それが後年でつけが、借り入れしてつくっ たにしてもということと、他の事業とのバランスだとか、そんなこんな考えますと、なかなか厳 しい面もある。その前段として、とにかく当面何かしようやというようなことで、今回、先ほど

議員の質問にあります既存の本部中学校のグラウンド、結構広いので、そこに照明器具をつけて、とりあえず町民のために野球団体を初め、皆さんに利便性を図ってもらおうというような趣旨もございます。そういうことで、また野球場となると大きな計画になると思いますので、今後ですね、町の総合計画やら当面の5年計画だとか10年計画、その中で位置づけて検討する必要があると思いますし、現在の体育館、陸上競技場、非常に私はすばらしい施設だと思っておりますが、その後の展開ですね、例えば老朽化の問題だとかつくり直しだとか、陸上競技場のスタンドの問題もあって、これは何とか北部振興策だとかという検討もしたりもしています。その前段で全天候型にも北部振興策で、北部で初めてつくったんですね、四、五億円ぐらいかけて全天候型を。そういうことでできるものはやっているつもりですが、今言われる野球場につきましては、今後皆さんとも相談をしながらできるできないも含めて位置づけられるかどうかも含めてですね、将来のまた同体の、いわゆる愛好者の方々がどういうトレンドがあるのか等も含めて、しっかりと皆さんと議論をして、特に真部議員は中心バッターでございますので、ぜひいろいろご相談をさせていただければと思っております。以上です。

- O 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。
- **O 1番 真部卓也** ちょっと場違いな質問を済みませんでした。まだ1年生なものでわからないところもありますが、頑張っていきたいと思います。

今後、本部中学校のナイター施設の利用や活用状況が上がることで、犯罪や防犯面などの強化にもつながり、青少年の非行防止にも人が集まるということで、たかる場所が少なくなったりということでつながっていくと思います。あと町民がウオーキングや体を動かす場、地域のコミュニティーということで、すごい活気のあるまちづくりにもつながってくる場所になってくると思いますので、本当にこれからの周知、運動が大切になってくると思います。これから周知運動、私も含め、皆さん行政も一緒に、ともに頑張ってまいりましょう。以上で質問を終わります。

O 議長 石川博己 これで1番 真部卓也議員の一般質問を終わります。 次に、11番 松川秀清議員の発言を許可します。11番 松川秀清議員。

- 〇 11番 松川秀清
  - 1. 交通信号の系統化について
  - 2. 役場職員採用について
  - 3. 伝統文化について

通告に従い、一般質問をさせていただきます。きょうは3つの点を質問いたします。1つに、 交通信号機の系統化について。2つ目、役場職員採用について。3つ目、伝統文化についての3 つであります。

まず、信号機に関して、マリン歯科付近交差点と本部高校入り口交差点の信号機を系統化して 交通渋滞の緩和を図るという点でお伺いします。同交差点は、主要幹線道路であり、特にトリム マラソンやサマーフェスティバル、花火大会ですね、洋蘭博等のイベントや、美ら海水族館や熱 帯ドリームセンターなどの施設を有する県内有数の観光地、海洋博記念公園に向かう交通量の多 い交差点です。今後は、本部港に新しいバースができて、大型クルーズ船が寄港することにより、観光関連の車両が増加し、交通渋滞が起き交通事故が発生することが懸念されるところであります。両信号の感覚が約100メートルであり、信号が別々に作動しているため、青信号で発進してももう一方の信号まで先頭の車両がまた停止してしまう場合が多く、渋滞の原因となっています。それを系統化することによりスムーズに進行することが望めます。系統化というのは、同時に進行させるということであります。ここは多くのドライバーから改善が望まれています。

次に役場職員採用について伺います。本町は、職員採用試験の条件に日本国籍を有する者として、全県から受験を受け入れ、町内外の多くの優秀な方々が採用されました。今日、役場は以前より住民への対応がよくなったと思います。例えばまちの声として、役場に来てどうしていいかわからない住民に対して、どのような要件でいらっしゃったのかを聞いて、必要な課まで案内するなど、また各課での対応も必要な書類をどうすればいいか、親切に教えてくれるというまちの評判でありますが、まだ届かないところも多々あります。今後は役場に行くのが楽しみだと言われる役場になるよう頑張ってもらいたいと思います。さて現在、採用条件は、職種、上級職、いわゆる4年生大学卒業で日本国籍を有するもの、地方公務員法第16条の規定に該当しないものとありますが、平成8年ごろからこの形での採用となっております。幅広く採用を広げることで役場がよくなったことは先ほども伝えましたが、これからは年々採用数が減ってまいります。今後は、条件を変更して本町の子供たちに活躍の場を与えてもらいたい。本部高校枠がなくなった今、資格条件の上級を上級、中級、初級とし、また日本国籍を有する者には本部町に住所を有し、引き続き住所を有する者、本町に本籍を有する者、または子孫であることを証明できる者とするに変更していただいて、子供たちに夢を与えてもらいたいと思います。ただし、技術職に関しましては今までどおりでよいかと思いますので、それをお伺いいたします。

3つ目、伝統文化についてお伺いします。伝統文化には、豊年祭、綱引き、シニグ、これはシニグイとかシニグとか言われていますけれども、ハーリー等があります。とりわけ豊年祭、シニグは多くの字で行われてきましたが、現在休んでいる字もあります。300有余年続く伝統文化を後世に残すのには、今の我々に課せられた責務でありますし、このことを伝えるのは至難な技であります。住民が高齢化して若者が少なくなった現在、どのように伝えるか、また資金面でも区民への負担金も5,000円、1万円とお年寄りにとっては大変大きな負担です。とは言っても一度途切れると復活することの難しいこの伝統芸能は、各字それぞれ特徴があり、己の字を誇りに思い頑張っています。より長く後世に伝えるためにも、資金面からの応援ができないものかお伺いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

- 議長 石川博己 町長の答弁を許します。町長。
- O 町長 高良文雄 松川議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の交通信号の関係でございますが、信号機の管理につきましては本部警察署になります。問い合わせ、確認したところ、系統化されている信号機は本部町内には現在のところなくて、県内においても、本島中南部の市街地の交通量の多い幹線道路や北部地域では名護市の国道

58号の市街地周辺に設置されております。ご質問のマリン歯科付近と本部高校入り口の信号機につきましては、両方とも地点制御と言われる交差点ごとに単独で信号機を制御する方式の信号機となっており、交通量に応じて信号機の設定がなされていると確認をしております。交通渋滞の緩和については、信号機は大きな役割を果たすことから、今後、本部警察署と協議し渋滞緩和に努めてまいります。また、北部土木事務所に確認したところ、国道449号の拡張工事及び県道84号線の拡張工事に伴い、マリン歯科付近で合流する交差点においては、両車線の合流部分の見直しを行うとのことでありますので、新たな車線及び信号機の設置については交通事故の防止、また渋滞の緩和になるよう関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。議員のご質問のとおり、特に朝夕の出勤時だとか、あとはまた休日等には非常に混んでいるのは承知しておりますし、このあたり事故も心配されるところでありまして、引き続き、警察とも連携をしましてそこら辺の渋滞緩和、あるいはまた安全の地域をどうしていくかというようなこと等も含めて、一緒になって検討してまいりたいと思っております。信号機については、先ほど答弁したとおりでありますが、何とかその辺、改善できればと思っております。あとまた道路の改良によっては、スムーズに今後は通行できると、例えば左折帯をしっかり設けたり、直線をふやすとか、そういうことですので、今後は緩和も期待をされているところであります。

次に役場職員採用についてでございますが、職員の採用につきましては、退職者数の減少に比 例し、採用人数も減少することから、ここ3年は行政職の採用については大卒を対象とする上級 試験のみを行っております。技術職の専門試験につきましては、その技術の資格を有していれば、 高校卒業以上についても受験資格がございます。これまでの採用試験の取り組みにつきましては、 平成11年度から受験者の住所要件の拡大や、平成19年度から平成25年度までは高卒も対象に入れ た初級試験を実施しております。また上級試験につきましては、これまで28歳以下だった年齢制 限を平成23年度からは30歳以下へと拡大をし、平成26年度からは40歳以下へと引き上げておりま す。さらに平成13年度から平成24年までの間、本部高校新卒業者の採用枠を設けるなど、職員採 用についてはそのときの状況や地域の要望等も入れた形で採用試験を行ってきているところであ りますが、今後とも幅広い人材の確保について、さらにどういった形が好ましいのか検討も進め てまいりたいと思っております。現在は、採用数が極めて少数にとどまっている状況があります。 当面、上級試験のみを継続したいと考えておりますが、今後採用枠等が増加した場合には、より 多くの方々が受験資格が得られるような形の対応についても検討してまいりたいと考えておりま す。そういうことでですね、私が来たときから一連の行政改革等がございまして、役場職員も大 幅に減少しております。二百二、三十名から今130名ですか、職員が。それは保育所の民間法人 に委託というような大きなこともございましたが、それと伴って職員も大幅に削減をしておりま す。そういうこと等もあって、採用枠がだんだん減っておりまして、現実にことしは2名でした。 たまたまこの2名が、地元の優秀な方が入っております。この2名とも本部町出身者でございま す。そういうことで、今後、町内出身、優秀な方々をどう掘り起こして受験機会を与えるかとい うようなことを中心に検討しながら、例えばの話、受験日の問題もありまして、例えば県庁やら

大きな市のほう、近隣の名護市だとかと試験日を一緒にするとか、地元、ぜひ本部町で仕事をしたいと、そういう本当に希望のある本部で働きたいという、希望する方をですね、また逆にそれはもう優秀でないといけないと思いますが、そういう形をまた優先的に採用するのも当然の話でありまして、そういう小さな工夫も含めて、何とか地元の人が受験機会、あるいは優秀な方が応募できるような試験機会を与えたいと。これは初級にしろ、中級にしろ、上級にしろ、このあたりは今後検討してまいりたいと考えております。

もう1点につきましては、教育長の所管でありますので教育長から答弁があると思います。

- 〇 議長 石川博己 教育長。
- O 教育長 仲宗根清二 11番、松川議員に、伝統文化の継承について。後世に伝える支援等について私のほうからお答えいたします。

本部町の字の中には、貴重な伝統文化財としてシヌグ、豊年祭あるいはエイサーなどの伝統行事があります。具志堅のシニーグ、備瀬のシニグ、瀬底のウフユミシヌグイと獅子舞、渡久地の雑踊松竹梅、並里区の満名棒、伊豆味区の女踊長伊平屋節を平成9年に無形民俗文化財に指定し、保存、継承に努めております。エイサーにつきましては、やんばるエイサー祭りを開催し保存継承に努めている本部町の青年団協議会を支援しております。現在、本部町にこれは限ったことではありませんが、地域の伝統行事の実施、継承が困難な状況になっております。地域の伝統行事を実施、継承していくことは地域の結びつきや地域の活性化につながります。昨年度は並里区の豊年祭が12年ぶりに復活して大変いいニュースもありました。町としては、元気なまちづくりを目指して、地域の意見も聞きながら伝統文化の保存、継承に可能な限り支援を実施していきたいと考えております。

- O 議長 石川博己 11番 松川秀清議員。
- 11番 松川秀清 交通に関しては、警察署であることは承知しておりますが、警察署に個々で申し出てもなかなか採用されませんので、行政のほうからと思って質問させていただいております。今、道路が、449号しっかり拡張されたときに、また形が変わるということでありましたけれども、浜元から大浜向けに向かっている車、右折帯がありますけれども、右折帯に入ったら、こっちから青ですけれども、反対側から来る車も赤で一旦とまって、時差式で渡ることになっています。ただし、時差式になっていますけれども、こちら側に直線で渡久地に向かう線が走っていますので、それを見て反対側に突っ込んでいくんですね。10台ぐらいは通れるはずなのに一、二台でとまるとかというのがありまして、その辺も矢印等をしてもらうという形でお願いできたらと思います。

それから役場職員の採用に関しては、今町長がおっしゃったように、なるべく地元の子を採用できるような形で頑張ってもらえればと思いますのでよろしくお願いいたします。

伝統文化についてですけれども、伝統文化は持っている字と持っていない字があります。ただ、 持っている字はもとはアッシビとして楽しくやれた時代もありましたけれども、今はもう楽しく やれる時代ではなくてどう継承するかも資金の面から、人材の面から非常に困りながらやってい る状況で、かといって手放すとこれは二度と戻ってこないぐらいに厳しいようです。中南部あたりでは60年ぶりに復活しましたとか、戦後70年ぶりにやりましたとかというニュースが流れるんですけれども、これは非常に形が違ったものになっていると思いますので、ぜひ残したいというのを踏まえて支援のほうをよろしくお願いしたいと思います。今、我がまちでは新しい祭りに対してしっかりと支援していただいて、まちの活性化に町民の憩いの場として提供されています。それは町民の1人としてお礼を申し上げます。今後、この伝統文化を継承するという意味からも、先ほども言ったように支援のほうをよろしくお願いいたしまして、最後に町長の答弁を求めて私の質問を終わらせていただきます。

- 〇 議長 石川博己 町長。
- 町長 高良文雄 ご指名でございますので、伝統文化の継承につきまして、町としてはどういうふうに今後継続支援していくかと、こういうご質問でございますが、これは松川議員のほうが非常に専門的でよく承知しております。私のほうはどう支援していくかということになりますが、教育委員会ともいろいろ検討もして、議論もしております。ふるさと納税が現在少しずつふえてきておりまして、その中に支援項目、その中でも伝統文化、環境、観光だとか教育に使ってほしいというご意見等もありまして、その趣旨からしてもぜひその基金も少し利活用できないかどうかも含めて、単費は非常に厳しい面もご承知のとおりありますので、このあたり何とか芽出しをできればと思っておりますので、このあたりはまたいろいろとご相談をさせてください。以上です。
- 議長 石川博己 これで11番 松川秀清議員の一般質問を終わります。

再開します。 再開(午後1時30分)

休 憩(午前11時57分)

次に、9番 具志堅 勉議員の発言を許可します。9番 具志堅 勉議員。

〇 9番 具志堅 勉

休憩します。

- 1. 町営住宅のあり方について
- 2. 医療費の抑制について
- 3. 町営ホールの建てかえについて

皆さんこんにちは、議長の許可がおりましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。 午前中は、応援団がいっぱいいたんですけれども、午後になって大分少なくなって元気が出ない ような気がしますけれども、一所懸命頑張りますのでよろしくお願いします。

まず1点目、町営住宅のあり方についてということで、これから新たに5棟の町営住宅の建築があると聞いています。その1棟を福祉住宅にすることは可能かお伺いいたします。

それから2点目、医療費の抑制について。本町の医療費は、たしか1人当たり32万円ほどと聞いています。県内41市町村中9番目に多い金額となっております。県平均は28万7,000円程度です。そこで本町の医療費を抑えるためにどのような考えをお持ちかお伺いします。

3点目、町営ホールの建てかえについて。かなり老朽化が進んでいますので、建てかえの計画

がなされているのかお伺いします。あとは必要に応じて、席について再質問させていただきます。

- 議長 石川博己 町長の答弁を許します。町長。
- 町長 高良文雄 具志堅 勉議員のご質問に順次お答えいたします。

まず1点目の町営住宅の関係でございますが、ご質問の町営住宅整備につきましては、現在、5棟の建築を計画しており、平成29年から平成33年度までの5カ年計画でありまして、事業体といたしましては沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業を充てる予定にしております。いわゆる北振事業での住宅整備の目的が健康で文化的な生活を営むに足る住宅、あるいはまた住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸をするということと、また大きな柱として若年層の定住促進を促す、いわゆる地域活性化につなげるという大きな目的があります。このような目的からして、現在、計画をしているところでありますが、ご質問の福祉を目的とした住宅整備につきましては、メニューも含めて厳しいという感じがいたしております。なお、申しましたように、今所得の低い方々が優先入居の対応もしておりますし、また最近できました伊豆味団地におきましては、バリアフリー化の部屋も設けてございます。そういった意味では福祉住宅というような部分もございますので、対応は可能ではないかと思っております。福祉住宅とは、かなり以前、復帰前には全く住宅に困窮するというような目的で、たしか福祉住宅は各地域に建てられたという経緯は承知しております。

続きまして、2点目の医療費の抑制につきましてでございますが、議員からの説明もございましたが、平成26年度の本町における1人当たりの医療費につきましては32万3,348円で、平成27年度には2万3,487円の増額で34万6,835円ということで、依然と高い状況でございます。全県各市町村比べても先ほど議員からありましたように第9番目ということで、高い水準となっております。医療費の抑制で最も重要なことは、町民にいつまでも健康でいてもらうということであり、ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくための取り組みとして住民健診の実施をしております。本町では住民健診の集団健診時の基本健診療を無料化としているほか、休日健診やナイト健診の実施により、受診の機会をふやし、受診率の向上に努めており、未受診者に対しましては受診通知書の再送付のほか、電話や訪問等による受診勧奨を積極的に実施し、多くの町民に受診の機会を提供することに努めております。また伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延化を予防するための予防接種も重要だと考えており、定期の予防接種の接種勧奨を初め、各種予防接種の費用低減化も行っております。その他の取り組みといたしましては、住民健診の結果、数値等の悪い受診者へ保健師による個別保健指導を実施しているほか、国保被保険者への医療費の通知、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進、レセプト点検による過誤請求の確認等、事務的な面からも医療費の抑制を図るため取り組んでいるところであります。

3点目の町営ホールの関係でございますが、具体的な計画はあるのかというご質問であります。本部町会館、いわゆる町営ホールは築50年以上が経過しており、老朽化が著しい状況であります。今後は、老朽化や駐車場不足などの現状を踏まえ、施設のあり方等を検証し、他施設との複合化など、統合の可能性も含めて検討してまいります。本部町会館1階の町営市場には、現在41店舗

が入居しております。今後の施設のあり方等の議論については、町が方針を示し、町営市場の各事業者や周辺事業者及び周辺住民と十分な協議を重ね、ご理解をいただいた上で取り組んでいる考えでございます。なお、この建てかえの件につきましては、これは非常に大きな、町としての計画になると思います。そういった意味では、今具体的には私ども議論はまだしていない状況でありますが、当面は、いわゆる中央公民館、3館の建てかえ等に注力を傾けておりまして、並行してできないかという話もありますが、財源だとかいろんな対応の問題等もありまして、その3館の進捗を進めながら、ある程度めどが立った中で町営ホールの件につきましても、当然に今後大きな重点課題ということで検討をしていかなければならないと考えております。地域の道路整備も現在進んでおりますし、当然町営ホールの件につきましては、町民も大きな関心を持っているだろうと思います。我々内部の議論としましては、現在、町営ホールの今後のあり方検討委員会も早目に立ち上げて検討しないといけないのではないかというような議論も内部ではしておりまして、そういった検討委員会も、またどういった委員会にするのかも含めて、そろそろスタートさせていきたいと考えております。

- O 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。
- 9番 具志堅 勉 再質問させていただきます。

ただいま説明がありましたので、ある程度は了解しております。その中で、先ほど私が質問しました新たな町営住宅の場所と戸数、決まっているところでよろしいですので説明を求めます。 それから福祉課長にお願いがあるんですけれども、この町営住宅ですね、例えば県営住宅も含めまして、近年福祉住宅などが設置されている市町村、県であるかどうかもあわせてお伺いします。

- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- 建設課長 屋富祖良美 9番、具志堅議員にお答えいたします。

平成29年、33年の町営住宅の建設予定場所ということで、新里に16戸、謝花に12戸、具志堅に6戸、嘉津宇に6戸、大堂に6戸、今この5団地を予定しております。新里のほうは、前の学校跡地、謝花のほうが前の公営企業課の水道課があったところ。具志堅のほうは個人有地を区長のほうで当たって、おおむね了解を得ている状況です。嘉津宇のほうも土地は個人の土地であります。大堂のほうも個人の土地であります。

- O 議長 石川博己 福祉課長。
- 福祉課長 松本一也 9番、具志堅議員に説明いたします。

福祉住宅が県内にあるかということでございますけれども、県内には専用とした福祉住宅というのはございません。先ほど答弁の中にもありましたけれども、福祉に関する定義があると思うんですけれども、本部町も町営住宅に関しては低所得者を含め、いろんな方々が入居できるということもあります。

- O 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。
- 9番 具志堅 勉 私が、今回福祉住宅に関して質問したいきさつというのは、やっぱり仕

事関係上、不動産屋とも関係しているものですから、この低所得者というんですか、そういう 方々がどうしても家賃 3 万5,000円から 4 万円以上の建物しかないということで、どうにかこう いう、福祉に関しても 1 世帯当たり幾らまでの上限というのが限られているらしくて、それを超えると家賃以外の支出から出るという相談もありまして、今の町営住宅 5 棟を合わせて46戸ある と聞いたものですから、どうにか滑り込みできないものかと思って質問させていただきました。 今現在、町営住宅170戸プラス46戸ができるということで、216戸になると聞いています。 もちろん先ほど町長から説明もありましたとおり、所得の高い皆さんではなく、低い皆さんからもということでありましたので、家賃に関しても聞いたところ大体平均 3 万円前後とお伺いしております。この話は課長からも町長からもありましたとおり了解しました。

それでは、私が今回希望する町営住宅ですね、今5カ所述べていただきましたけれども、その 5カ所というのは全て山手というんですか、ちょっと過疎地域にも分類して、そこの人口もふや したいというのももちろんわかります。しかし、私が求める町営住宅の位置条件というのがあり まして、東を含めて渡久地、大浜にかけて、もし建てられた場合、買い物のしやすい位置条件を 考えております。それとあわせて住んでいただきたい方は車もなく、身寄りの少ない、不便を感 じている皆さんのための町営住宅が必要だと考えております。先ほどの町営ホールの件もあわせ てお話しさせていただくと、もし、大浜の3館の整備が進んだ後に考えられるのであれば、近い 将来町営ホールを建てかえる計画、検討委員会の話も先ほどありましたけれども、それも踏まえ て、私としては1階のほうを、もちろん今と同じく商店街にしていただき、2階を町営住宅、そ れから3階から5階を思いっきり駐車場にする。一番課題となっている駐車場ですね、港はいろ いろありましたけれども、県の管轄だとか、いろんな難しいクリアしなければいけない部分もあ るということをお伺いしております。そういう関係でみずからの土地を活用した町営ホール及び 町民、観光客に優しい上に伸ばすやり方でやると、その辺のまちももっと潤うんじゃないかと思 います。それとあわせて県道84号線の整備、たしか平成35年、36年には順調にいけば終わるだろ うと言われている中で、十字路の再開発、銀行も2店舗は大浜に移動することもお聞きしていま すが、肝心の本部の特産品でありますカツオをメーンとして売られている刺身屋ですね、そのあ たりも相談できて、町営ホールの1階に誘致することは大変すばらしいことではないかと希望し ています。

それからもう少し発展させまして、マチグヮーの西側、一方通行の道をなくし、さらに西側の住宅地を、民家ですね、五、六カ所あるかと思うんですけれども、それを町有地として購入し、その土地を含めて大きなまちづくり、そして町営ホール、駐車場もさらに大きくできると思いますので、その辺は渡久地の皆さんが困っているというんですか、そういう部分もクリアできるのではないかと構想しております。私としては、本部住まいタウンホールとして、仮称ですね、そういうふうにも考えております。建てかえることを強く希望します。

それから先ほど医療費の抑制について話しましたけれども、私が述べたのは平成27年のものでありまして、先ほど説明書に書いてある28年のものがさらに1人負担ふえているんです。例えば

1人当たりの金額を1万3,500名で掛けるとすると5億円ぐらいになるんです。本部町民一人一人がかかる医療費34万円のものを県平均に持っていくだけといったらまた語弊があるかもしれませんが、それぐらい頑張ると町に5億円ぐらいの町の削減、そして健康にもつながるということで、ぜひそういう、説明文にもありましたけれども、その中で私がまた担当課長にお聞きしたいのがインフルエンザの予防接種がされているのか。それと肺炎のほうも、本部町はほかと比べて、インフルエンザの名護市などは2,300円とか800円とか聞いていますけれども、本部はまたすばらしく助成していまして、二千七、八百円ですか、1人当たりやっているとも聞いております。その中で受けられている方ですね、担当課のほうでわかりましたらご説明願います。

#### 〇 議長 石川博己 町長。

O 町長 高良文雄 公営住宅についてですね、これは少し説明を私のほうからぜひしておきた いと思います。というのは、きのうからいろいろ議論になっておりまして、7番具志堅議員から もありましたが、これは我々5棟を計画して、事細かく建設課長は真面目だから平成29年から33 年までと、北振事業でやると。これはまだ決まっていないんですよ、何も。いわゆるエントリー していると。北部全体で相当な数を申請しているんです、国のほうに。本部は5棟でしょう。国 頭村とか大宜味、名護も含めると30棟ぐらいあったんじゃない。それぐらいいくんですよ。我々 の場合は申請の段階では、この申請書というものに事細かく書くようになっていて、場所までも 入れるようになっていて、費用対効果とか、地域の住居だとか理由とか、効果とか、現状だとか いろいろあるものですから、これで今このシートで、個別調査票で、申請書に書いてあるもので すから場所までも入れている。逆にぜひ議員の皆さんにご承知いただきたいのは、これは地域の ほうでイーワッターミーはいらんと、住民の理解が得られないと、用地もうまくいかないという ことであればこれは後回しになるかもしらん、北部全体でも後回しになるかもしらん、だからそ ういう状況があるということをぜひ頭に入れられてください。これは5棟申請したからナインと、 結果的に3棟しかできなかった、2棟しかできなかったということで、ああ、町長は役立たない というような話になると非常に困るわけですよね。だからぜひその辺は頭に入れてください。こ の北振事業というのはやんばる全体の話、枠も25億円、25億円ですからね、毎年。あれは平成33 年までしかないと。いろんな条件がありまして、ぜひそのあたりは頭に入れていただきたいと 思っております。

それに関連をして町営ホールとの関連、私も実はそういう全く議員と同じような考え方を持っているんです。下はマチグヮーにして、土地はですね、公営住宅にしたり駐車場にしたり、上は地域防災の拠点の緊急避難場所だとか、そういうことは考えられないかとか、いろいろ考えてはいるんですが、地域住民のご意見、区のご意見、いろんなご意見もあろうかと思うので、先ほど申し上げましたように検討委員会も区の代表者の方々、地域の方々、関係者の方々入れて、それを立ち上げてしっかりと検討してまいりたいと、そういうことでございますので、このあたりはまた皆さんともご相談しながら進めてまいりたいということであります。

## O 議長 石川博己 保険予防課長。

○ 保険予防課長 崎原 誠 9番、具志堅議員へ説明いたします。

予防接種、インフルエンザと肺炎球菌ですね、決算額のほうで3年分の実績が手元にありますので説明いたします。インフルエンザに関しましては、平成25年度、これは延べ人数になりますが5,061人、町の負担額といたしまして1,258万6,250円、平成26年度に関しましては延べ人数が5,234人、助成金額が1,346万2,470円、平成27年度が延べ人数5,033人、助成金額が1,642万3,540円となっております。高齢者肺炎球菌に関しましては、平成26年度から定期接種となっておりますので、平成26年度の接種人数、これは延べ人数ではなく人数です。平成26年度が207人、助成金額が86万5,260円、平成27年度が241人、助成金額が100万7,380円が実績となっております。

- O 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。
- 9番 具志堅 勉 肺炎球菌に関しては平成28年度はまだ出ていないということですね。それでは私が今、医療費の抑制ということで質問させていただいておりますけれども、インフルに関しても北部でも本部はすばらしいということで言われて誇りにも思っております。肺炎のほうも予防接種、私としては高齢者、これからまた団塊の世代の方もたくさんいますし、しばらくは高齢者社会という時代が続きますので、その皆さんに対して肺炎の予防接種ですね、たしか500円でしたか、それ以外はまた町のほうから負担していただいているという形になっていると思いますけれども、その無償化をして、肺炎を起こさず健康で長生きして、高齢の方々もすこやかに生活していただきたいと思っておりますけれども、全額保障するというのはいかがでしょうか、お伺いします。
- O 議長 石川博己 保険予防課長。
- 保険予防課長 崎原 誠 9番、具志堅議員へご説明いたします。

肺炎球菌につきましては、議員への金額を訂正します。自己負担額2,000円となっております。 インフルエンザのほうが500円となっております。無償化に関しましては財政のほうが伴うこと となりますので、内部のほうで調整をした上で検討したいと考えております。

- O 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。
- 9番 具志堅 勉 先ほどは失礼しました。どっちも500円かという勘違いをしておりました。自己負担金、肺炎の予防接種は2,000円ということですね、それも結構な金額でありますので、課長からも説明をいただきましたけれども、ご検討の上、今、年間200名余り受けておりますので、その金額と町の財政とも相談しながら、ぜひ前向きに考えることを求めます。それと医療費に関しての質問ですけれども、平成28年4月1日より、こども医療費自動勧奨制度が始まっております。これは去年2月の町の広報紙にも載っておりますのでご存じかと思いますけれども、その方面、調べたところ、北部広域のホームページには事細かくちゃんとしたものが載っております。それは本部町のホームページを開くと北部広域のものよりおろそかになっているというんですか、説明不足の部分も比べてわかりますので、その辺も再度見ていただいて、本当は本部のものが上等がいいですね。そのほうが本部町民、保護者の皆さん、児童生徒の親御さんも皆さん見られますので、そういうちゃんとした説明があればそのように利用していくのもたくさん出て

くると思います。それと先ほど述べました2月に町の広報紙には載っているんですけれども、その周知方法、やっぱり自動償還というのは病院へ行って支払いをして、今までは領収書をいただいて、これを当局に持ってきて、そして翌々月にその支払った負担分を支払われるという制度ですけれども、これが証明書というんですか、それを病院に掲示すればもう自然とおのおの保護者の通帳に翌々月に振り込まれる制度で、わざわざ市町村役場に行かなくてもいい制度ですので、その辺の周知の仕方も課長のほうに説明を求めます。

- 〇 議長 石川博己 福祉課長。
- 福祉課長 松本一也 9番、具志堅議員に説明いたします。

こども医療助成の広報のあり方だと思われますけれども、今現在、ホームページには議員指摘のとおり掲載してございませんでした。こども医療費助成につきましては自動償還という便利な方法が昨年からされておりまして、このことにつきましては、先ほど言った広報紙にも掲載していますけれども、実は本部町子育で便利帳というものを昨年つくり上げておりまして、この中には子供が生まれたときから、養育していく中で、義務教育まで含めてですけれども、いろんな今の行政のサービスが時系列に、年齢がたつにつれての時系列にどんなサービスが受けられるというものが書いてございまして、それにもこども医療費のことが書いてあります。その子育で便利帳をことし、先月でしたか、幼稚園、小学校、中学校、全世帯に配布してございます。その幼稚園以下の子供たちについては保育所なりを通じて配布しているところであります。先ほど指摘がありましたホームページでの掲示につきましても、早速新設したいと思います。

- O 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。
- 9番 具志堅 勉 それと今、親御さんのほうにはそういう形で説明がいっていることは了解しました。それとあわせて本部町の関係医療機関全て、病院、歯医者、それと薬剤、処方箋等関係する薬局にも全て周知していただきたいと思います。それからホームページを開いたところ、沖縄県の医療関係、去年7月の段階で518カ所、北部あたりも見させてもらいましたけれども、その辺もまだ欠けているところもあります。本部のみならず、北部全て、それと県内全て、お互い何があるかわからない事故等もありますので、そういうときに本部町のみならず、名護の病院が必要とか、あるいは中南部の病院も必要ということもありますので、町村会長もこちらにいらっしゃいますので、沖縄県下通じて、そういう償還制度も医療のほうにもぜひ周知していただくようにお願いしたいと思います。

それと今ちらっと出しましたけれども、医療関係というと、何も病院に限らず、歯医者も1つの医療でございます。本部町は虫歯も、全国的にも沖縄は多いと思いますけれども、さらに本部も虫歯の本数が多いということも聞いております。それで私の参考事例を申しますと、伊江村あたりは保育園児から小中学生まで全て虫歯予防ということでフッ素治療ですね、歯を磨いた後に何か液体、粉ですかね、水に混ぜてうがいすることによって虫歯の発症率を防いだり、虫歯の予防になるということで、これは全国的にも知られていることでありまして、伊江島は村がこれを助成して、全ての幼稚園から、四、五年前からやっているということも聞いております。隣の名

護市も聞き取り調査したところ、保育園あたりでは助成している例もありますけれども、直接市が購入して、この保育園あたりに購入してもらって、幼少期が一番大事な時期でありますので、 その辺も私調べたことがありますので、当局のお考えをお聞かせください。

- O 議長 石川博己 保険予防課長。
- 保険予防課長 崎原 誠 9番、具志堅議員へご説明いたします。

町内の虫歯の状況ですね、県下でも大分悪いほうに入っておりまして、少しばかり説明いたし ます。1歳半の幼児期の虫歯の有病者率のほうが平成26年度が4%、県平均が3.1%に対しまし て、本部町は4.0%、これが全国になりますと1.8%、倍以上の数値となっております。本部町に 関しましては県内で32番目、下から数えたほうが早い。平成27年度、同じく1歳半で、本部町が 3.3%、沖縄県が2.9%、県平均より悪い状況です。平成27年度の全国の数値は手元にありません。 3歳児のほうに関しましても、平成26年度の本部町の数値が34.7%、県のほうが30.0%、全国に なりますと17.7%、こちらも全国の倍近い、虫歯の数があると。平成27年度の町のほうが38.9%、 県が30.6%ということでいずれも悪い状況となっております。町のほうの取り組みといたしまし て、6年前ほどから福祉まつりの中で3歳児の虫歯ゼロ表彰ということで、表彰しながら保護者 の方にそういう意識を持ってもらおうということに取り組んでおります。また、保育所や幼稚園 等におきまして、年1回になるんですが、講話ですとか、これは保護者を含めて、講話、あとは 歯磨きの指導、そういった取り組みを行っております。また保育所等に入っていないお子さんも いらっしゃったりしますので、町のほうで年間乳幼児健診の実施が行われておりますが、その中 で虫歯の、歯の磨き方とか、そういった指導を行っております。沖縄県が平成28年度からハッ ピープロジェクトということで虫歯対策に取り組んでおりまして、本町のほうも県の事業も一緒 になって取り組んでいる状況でございます。フッ素ですね、県のほうでもフッ素途布のほうが効 果があるということで、そのハッピープロジェクトの中においては県のほうで統一した指導マ ニュアルの作成をして、そのマニュアルに従って虫歯の指導を行うとともに、ケアグッズとして フッ素のスプレーですとか歯ブラシですとか、そういったものの配布も同時に行っております。

- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 高良文雄 関連して私のほうからもお答えしたいと思います。

虫歯の関係ですが、私非常にこれは憂慮しておりまして、本部町の特に子供たちの虫歯の保有率というか、保有の関係で、これはやんばるの中でも悪い。県の平均でさらに七、八ポイントも悪いと。全国の倍であると。これは大変なことなんですよ、本当は。これ私とっても気にしていて、教育委員会、福祉課の保育所関係、PTAも含めて親御さんの指導、学校だとか保育所だとか、これは徹底的にやれということで私はハッパをかけているんです。この虫歯は個人だけの話じゃなくて、個人の勉強だとか生活、また成長の過程の中で大きな影響を与えると思っているんです。ですからそういった意味では、全てに子供の成長段階の影響、虫歯の影響というものは大きなものがあると私は認識しているんです。だからこれは町全体で取り組めということで、教育委員会、福祉課、保険予防課を含めてハッパかけておりまして、これは全国の倍というのは考え

られない話なので非常に憂慮しています。町長、あなたの言い方は他人事みたいじゃないかということじゃなくて、しっかり認識もしていて、非常に影響が大きいということは直に私感じておりますので、せめて平均以上の位置、さらに虫歯ゼロというような方向で取り組んでいきたいと考えております。

- O 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。
- 9番 具志堅 勉 ただいまの説明で了解しました。歯の話になると、私も名護市あたり、 そして本部町でも知り合い1人ですね、虫歯のほうから菌が入って脳までいって、琉大病院まで 行ったという、そういう事態が起こり得ることもありますので、ぜひ今、町長が述べられたとお り、福祉課長が述べられたとおり、県の助成などを利用しながらフッ素をした虫歯予防につなげ ると本部町のさらなる医療費の抑制につながるのではないかと願っています。それを踏まえて、 最後に町長のほうから総合的な医療費の抑制ということで最後に述べていただきたいと思います。
- 〇 議長 石川博己 町長。
- O 町長 高良文雄 お答えします。

私、あんまり大きい声で言えないような状況がありますが、本部町は私が就任したときも国保 事業の赤字で、これは大変な状況でありました。あの当時も3億から4億円ぐらいの赤字で、庁 舎の建設にも非常に影響があるということもあって、まずは国保会計をどうするかということで 大きな問題が十二、三年前からあって、その間、国保の改善の検討委員会の中でしっかりと議論 しながら改善に向けて取り組んできておりまして、確かにその間、7億、8億円近くの赤字の想 定のときもありましたが、現在は何とか議員の皆さんあるいは町民の皆さんの努力によって国保 の改善、町民の改善といいますのは、これは税金のですよ、税金の徴収率も上がっておりまして、 非常に町民の意識も高まってきて、95%ぐらい国保税の収納率も上がってきておりまして、そう いった意味では本当に町民の皆さんにも感謝をしたいなと。それと同時に、我々内部の、いわゆ る病気にかからないと、議員の言われたように32万円も、県平均で9番目も行くと。これは威張 られた数字じゃないんです、これは。低いほうがいいんですね、当然に。これは今、議員の試算 では4億円前後も、四、五億もね、全員が県平均ぐらいの医療費に低減化すれば、今32万円から 二十七、八万円ぐらいかな。それだけでも、県平均に行くだけでも四、五億円の低減化になる。 これはしかし、国保の問題ですから、すんなりその金額は当てはまらないかもしれませんが、そ んなこんなでまずは病気にかからない、その前に健診を受けるということが大事でありまして、 我々も努力はしているんですが、なかなか啓蒙、健診を受けるようにと督励しても、我々も2回 もはがきを送ったり、受けてくれと、休日にも夜にも健診をしたりしておりますが、なかなか、 今健診率幾らかな、五、六十…、40ぐらいいっている。いっている。これは60とか70ぐらいに 持っていきたいという目標もあるんですが、そういった意味で早期発見、これ病気になってから 行ったってしょうがないので、どう早く発見して早く治していくかということが大事なので、そ ういった意味でぜひ我々も力を入れていきますし、町民に対する啓蒙も含めて、常に今の医療費 の実態、それも公表しながら協力をしていただくということでございます。そういった意味で、

ぜひ県一の健康なまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

O 議長 石川博己 これで 9番 具志堅 勉議員の一般質問を終わります。 次に、3番 比嘉由具議員の発言を許可します。3番 比嘉由具議員。

## 〇 3番 比嘉由具

- 1. 地域活性化について
- 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

3番 比嘉由具でございます。皆さんこんにちは。一般質問に入る前に、一言ご挨拶をしたいと思います。去る3月5日には議員に当選させていただき本当にありがとうございます。これから4年間一生懸命していきたいと思いますので、ぜひ町民の皆さんと一緒に町発展のために頑張っていきたいと思います。

それから本部町の農業委員会が今度農林大臣賞を受賞しています。日ごろの行いのもと、大臣の表彰規程にはまったということで、沖縄県からは本部町だけの表彰になっています。どうか皆さん、日ごろの農業委員に対しての労をねぎらっていただけたらありがたいと思います。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。ついでですけれども、私も一応もらいました。以上です。それでは議長の許可がありましたので一般質問をさせていただきます。

まず1点目、上本部飛行場跡地の利用計画について。2点目は、飛行場内の町道のインフラ整備について。この場所は飛行場跡地と接しているところで、簡単に言ったら本部造園の倉庫の前の道路であります。3点目に、町有地の利用について。これは飛行場跡地の北側の農地のことを指しています。4番目に、農業委員会に関する法律の改正により、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集、定員を超えた場合の対応とか、そういったことについてを質問いたします。席に座ってから新たにまた質問いたします。

- O 議長 石川博己 町長の答弁を許します。町長。
- 町長 高良文雄 比嘉議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目は、地域活性化推進事業ということで、上本部飛行場跡地の利用計画等についてでありますが、1点目の跡地の利用計画について。平成24年3月に上本部飛行場跡地利用基本構想、基本計画を策定しております。各方面の意見や提案を受け、活用について検討し、今事業を進めているところであります。基本構想の内容といたしましては、地域振興に資するような農業振興と観光振興を連携させた内容となっております。今後、そのような基本的な考え方のもと、跡地利用を進めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、町道のインフラ整備、飛行場跡地内の関連でありますが、飛行場跡地内の町道のインフラ整備につきましては、現在、幹線道路となっております石川謝花線の整備に着手し、来年度には供用開始の予定でございます。また関連する道路につきましては、今後の上本部飛行場跡地の施設整備等と並行して整備していきたいと考えております。なお、これにつきましては、大きな、例えば事業、企業の誘致等が、まだ線引きだとか場所的に張りつけといいますか、割り振りというか、そういうこと等がまだできておりませんので、これからなの

で、その計画に沿った形でそういった基本インフラ、道路やら上下水道やらというようなインフラ整備に着手したいと考えておりまして、議員のおっしゃる北部造園等々のお話がありましたが、そこに連結する道路と思いますが、この辺も含めまして、この周囲も含めた、いわゆる今後のインフラ整備といいますか、それをしっかりと検討し、整備を進めてまいりたいと考えております。3点目の町有地の利用についてでございますが、飛行場跡地内の町有地利用につきましては、平成25年度に農業生産法人もとぶウェルネスフーズ株式会社による亜熱帯特殊農産物加工施設整備に対し補助を行い、地域の生産者と民間を結びつけ、産業の振興に取り組んでいるところであります。また、民間企業により上本部飛行場跡地を活用した地域振興事業が計画されており、町といたしましては、基本計画に沿った形で利用ができるよう調整してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2点目の農業委員・農地利用最適化推進委員の関連でございますが、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集についてのご質問でありますが、本町では平成29年6月1日より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募を開始しており、6月30日までが募集の受付期間となっております。受付期間終了時点で応募が定数に満たなかった場合は応募期間を延長し、農業関係団体等に改めて呼びかけを行い、推薦していただく等の対応をしてまいりたいと考えております。また、応募が定数を満たした場合は、農業委員については、本部町農業委員候補者評価委員会において、農業への熱意、見識度、地域からの信頼度、推薦・応募の理由等をもとに候補者を評価し、その評価をもとに町長が候補者を決定し、町議会の同意を得た上で農業委員に選任する流れとなります。また一方、農地利用最適化推進委員につきましては、町内を5つの地区に分け、農業委員会が総会の審議を経て、各地区ごとに選任する流れとなります。いずれにいたしましても現在募集中、あるいは調整中であります。今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

- 〇 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 今、町長のほうから答弁いただいたんですけれども、この地区は、皆さんもご承知のように、戦前から米軍とかそういったものに接収されて、今まで幾度と開発計画が出たと思うんですけれども、今出ている答申で、工事が農業生産法人の土地利用の中ではもとぶウェルネスだけがやっていますけれども、その後の企業とかそういったところのオファーはまだないですか、お願いします。
- 〇 議長 石川博己 企画政策課長。
- 企画政策課長 安里孝夫 3番、比嘉議員にご説明いたします。

本土地は、海洋博に近いということと、まとまった土地ということもあっていろんな企業が目をつけて、お話が来ていることは実際にあります。特に2年前にUSJが進出予定ということで報道された際にはいろんな企業がこの土地について見たいということで連絡がございました。その中で、やはり本土地については、先ほども申し上げましたとおり海洋博に近いということと、もともと農業が盛んであった土地ということもありまして、農と観光を結びつけた形で使用した

いということで構想を練った経緯がございます。それについて、本土地30へクタールあるんですが、町有地は10へクタール、残りは民地となっております。10へクタールについても虫食い状態の土地となっておりますので、その土地を活用する中で民間の活力を最大限に生かすとするならば、もともとこの土地を活用したいと言っていた民間企業がございますので、そこと一緒になって連携したほうがより活性化につながるのではないかということで、今、話を進めているところでございます。それについても開発行為の必要な土地になりますので、事前審査という形で、町を通して県に書類等は出て、その回答を得ている状況でございます。以上です。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 今のところ1カ所ということでよろしいですか。県のほうに開発申請とかそういったものをやっているのは。観光と農業と一体化して本部町はその飛行場跡地を開発しようとしているわけでありますので、その中で飛行場跡地の北側のほう、今の企業が持っているロングランドビーチですか、その近くだったら町のほうで農地とかを集約してどうにか農業者のほうに提供できる、提供というのは貸すとか、構想とかそういったものはできないものかどうか、町長どうですか。
- 〇 議長 石川博己 副町長。
- 副町長 平良武康 3番、比嘉議員に説明いたします。

課長のほうからも説明がありましたけれども、たしか11へクタールはP3Cの予定跡地、それは国有地になっておりましたけれども、議員ご承知のとおり、一括交付金を使いましてそれを町が再度買い戻したといういきさつにあります。国有地を、国のお金を使ってまた買い戻したと行ったような、非常に巧みな技がそこにありますけれども、一括交付金でございますので、事業の実施要領に基づいて、その利活用については先ほどもありますように基本計画に基づいて活用していかなければいけないといったような、この実情にあります。ところが当地区にあっては民有地と町有地が混在しているわけです。かつ70年も過ぎておりまして、この民有地を1つにまとめるといったようなことについても、これはまた簡単な仕事ではないということで、当該地域についてはとても今となって利活用については、時間がいるという状況にあります。先ほどもありましたように、これは町が開発をしてそこで商売をするというわけにもいきませんから、民間の活力を使って当地域の開発に当たらなければいけないというような実情にございます。開発申請というお話がございましたけれども、申請されているわけではなくて、申請の準備をある企業がやっているという実情にあります。そういったことで現状の中では権利移動をやってとりまとめて、そしてそれを即農業者のほうに貸し付けするといったようなことについては、まだまだ時間を要するといったような現状にあろうかと考えております。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 今聞いた副町長の答弁である程度は理解をしております。しかし、今本部町は農業青年者とか新規就農、そういったものを非常に積極的に募集し、本部町の担い手、農業者育成を一所懸命しているところであるんです。そういったときにたしか十五、六名の方が今ま

で受けたと思うんですけれども、今になってその場所とか探してちょうだいと土地を貸したときに、1つのところにまとまった土地がなかなか集約できないものだから、だからあっちこっちに、多い人で3カ所、4カ所字にまたがって農業をしている状態なものですから、それでしたら時間のロスとか経費とかそういったもので余計農家の所得が向上しない。寄附金をもらってはいるんですけれども、やっぱり四、五年間だけでは農家として安定した農業ができないんじゃないかと。もし町がそういったことでできるのであれば、四、五年の契約でもって安定できるまでさせて、ある程度したら、その期間に、力ついたらまたよそで、どうにか自力でということで提案をしてまいりました。クリアするには非常に厳しいとは思うんですけれども、今後またあっちこっち、農業委員会としても遊休地対策や土地の集積とか、そういったものが仕事の中で多分出てくると思うので、その中でまた農業委員会のほうに頑張ってもらいたいと思います。

それとインフラ整備について、ちょっと質問したんですが、私のほうがこれに対して、本部造 園の前のほうですけれども、これは私からすれば軍用地跡ということで解釈していたものだから、 軍用地跡、旧上本部村のときの軍用地跡ではあるんだけれども、実際、敷地とは接しているとい うことで、申請してからその状況を知ったものですから、そういうふうに呼びかけ。しかし出入 り口は中に入っているわけです。現在、向こうは恐らく7メートルぐらいの道路幅があると思う んです。しかし、今予定地の中の石川謝花線ですか、それが今期間としてその一帯は民間やある いはペンションなどの計画も、今はぼんないぼんない、どんどん家が建っているわけであります。 そうしたときに、一民間でもインフラとか排水整備がないものだから、民間の負担が大きくなる わけです。これは浄化槽をつくって、また新たにタンクをつくらなければいけない。そうした場 合に、またこれを水としてくみ取って屋敷内ほかにかけないといけない。そういった負担が非常 に大きいものだから、その一帯とか、ちょっとでもいいからインフラ整備ができたら、この一帯 は非常に、今町道16号線ですか、その一帯にもペンションブームといいますか、ここ二、三年で 20軒ぐらいが建てられると思うんです。その一帯はある程度、今聞いてみたらある程度、計画し ているのが20棟、30棟ぐらいあるみたいです。ネックになっているのがそのインフラ整備、最低 でも道路の排水、よかったら下水道。水道は入っているわけです、その中に。そういったことで もし、飛行場跡地の大きい開発ではなくて、この近くの一帯は分けて開発ができないものかどう か。それをお聞きいたします。

- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- 建設課長 屋富祖良美 3番、比嘉議員にご説明いたします。

町道山川謝花線、町道北里豊原線の道路整備の、まだ未整備の状態であります。道路の排水整備については効率化を図るため、今後、上本部飛行場跡地利用計画とともに道路整備、排水整備を検討していきたいと思います。

- O 議長 石川博己 公営企業課長。
- 公営企業課長 宮城 忠 3番、比嘉議員にご説明いたします。

下水道につきましては、下水道事業計画地内であり、かつ新たな町道が整備されれば下水道も

整備していく考えであります。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 なかなかできそうにはないと思うんですけれども、実は、今そういった若い子たちがどんどん16号線にはペンション、そういったブームが非常に来ているんです。その人たちとの話し合いでは、恐らくオリンピック、これに向けたときに、こういったものをそのときまでに管理すれば、相当のお客さんとか泊まり客が来るだろうと予想しているんです、彼らたちは。今、彼たちのペンションを見てみたら、稼働率が90%ですって。そういったことで来て、まだまだ少ない。そうしたらその近くにやれば、道路沿いとのは恐らく民間地もあるし、また一部この上のほうだったら町有地もたくさんあると思うんですけれども、そのときに民間との話し合いもして、大きい開発ではなくて、小さいこじんまりした開発、2,000坪とか、何万坪じゃなくて、そういったことも含めて考えてもらいたいと思います。

次、農業委員について質問させていただきたいと思います。今現在、申し込みというか、きの う現在で何名ぐらいの応募があって、公募が来ていますか。

- 〇 議長 石川博己 副町長。
- 副町長 平良武康 少し気になるものですから、農業委員のほうにお答えする前に、考え方を説明しておきますけれども、繰り返し言いますけれども、上本部飛行場跡地について、今議員おっしゃるように、南側の部分に住宅が建ちつつあります。そういった部分の住宅建設が加速できるような形で道路を含めて事業化のメニューを検討しながら、開発を進めながら、できる部分の中から開発していきたいと考えております。そのためにも、また地域の地権者の皆さん、地域の方々の協力もいただくかと思います。いずれにせよ、一緒になってできる部分の中から開発を進めていきたいという考えでございますので、ぜひご理解いただければと考えております。
- 〇 議長 石川博己 産業振興課長。
- **産業振興課長 伊野波盛二** 3番、比嘉議員にご説明します。

農業委員、そして農地利用最適化推進委員の公募の状況ですが、6月15日で1回公表することになっておりますので、15日時点での公表状況としまして、農業委員が4名、最適化推進委員が3名の応募が出ている状況でございます。以上です。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 なかなか出る人がいないのかどうか、少ない感じがいたしますけれども、 今後といいますか、今月いっぱいの締め切りですか。農業委員、今回6名ですか、推進委員が5 名、まだまだ半分、そういった感じになっています。平成27年に農業委員会法が改正され、本部 町は10月1日からそれがスタートするんですけれども、新しい農地利用最適化推進委員の仕事と 農業委員との違いというのは、どういう感じになりますか。
- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- O 産業振興課長 伊野波盛二 3番、比嘉議員にご説明いたします。

農業委員と推進委員の業務の役割といたしまして、主な業務内容ですが、農業委員としまして

は、1つ目に農業委員会総会、その他会議の出席が月に1回か2回程度あります。2つ目に農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成、3つ目に農地の権利、移動の許可、農地利用集積計画の決定、4つ目に農地転用許可に当たって具申すべき意見の決定、5つ目に農地利用の最適化の推進に関する施策について提出する意見の決定などがあります。推進委員の役割としまして、主な業務内容は、1つ目に人・農地プランなど、地域農業者との話し合いの推進、2つ目に農地の出し手、受け手へ働きかけ、農地利用の集積、集約化の推進、3つ目に農地利用の最適化の推進に関する指針についての意見を述べる。4つ目に、耕作放棄地の発生防止と解消の推進、5つ目に農地中間管理機構との連携など、以上が主な業務内容となっております。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- O 3番 比嘉由具 今、局長のほうから説明を聞いて、要するに今までみたいに農業委員は法的立場、農地利用最適化推進委員というのは農地の貸し借りとか耕作放棄地の解消とか、そういったものだと理解しています。それに今、最適化推進委員は地区ごとに決まるということですか。もしその地区からいないときはほかの地区から出していいとか、そういったこともありますか。
- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- **産業振興課長 伊野波盛二** 3番、比嘉委員にご説明します。

推進委員については町内を5つの区域に分けて、その区域ごとに選任すると、農業委員会の総会の中でそれを議論して決めるということになっておりますので、応募のあった中から農業委員会のほうで選任することになりますので、農業委員会にその裁量を委ねることになります。以上です。

- O 議長 石川博己 3番 比嘉由具議員。
- 3番 比嘉由具 農地法改正、農地利用最適化推進委員、制度が新しくなって、その人たちの仕事は非常に今から重要になってくると思います。要するに農地を集積して農業者に農地を渡すというのが推進委員の仕事だと思っています。ぜひ、農業委員会の局長を中心にして農業委員の皆さんで、地域に合った地域からなるべくそういった委員を出すようにひとつ協力して立派な推進委員を出してもらいたいと思います。これにて私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。
- 議長 石川博己 これで3番 比嘉由具議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は終了いたしました。

休憩します。

休 憩(午後2時50分)

再開します。

再 開 (午後2時56分)

日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

各常任委員会から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申 し出のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご

異議ありませんか。

# (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出があります。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ありませんか。

## (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第3.決議第2号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

# (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第2号 議員派遣の件については、別紙のとおり決定しました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第4回本部町議会 定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議 ありませんか。

## (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他 の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会(午後2時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 真 部 卓 也

本部町議会議員 崎 浜 秀 昭